仮換地
　街区番号　A65　画地番号　5画地
　地積　539㎡
仮換地の指定の効力発生の日
　平成29年12月10日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。
注意
1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。
教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項に規定されています。)
2　この通知に係る処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

以　上

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構千葉常磐業務部公告第18号

流山都市計画事業新市街地地区一体型特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第5項及び第99条第2項の規定による仮換地指定の通知について、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第1項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年12月14日
流山都市計画事業
新市街地地区一体型特定土地区画整理事業
　施行者　独立行政法人都市再生機構
　首都圏ニュータウン本部
　つくば・千葉常磐担当推進役　斎藤　健治

記

1　氏名及び住所
氏名　吉田　誠一
住所　流山市市野谷454番地
2　通知の内容
文書番号　しち21―373
新市街地発指定191―3　平成29年11月27日
従前の宅地
　町名及び字名　市野谷字向山
　地番　503―4　地目　畑
　登記簿地積　216㎡
　基準地積　216.31㎡
仮換地
　街区番号　A65　画地番号　6画地
　地積　139㎡
仮換地の指定の効力発生の日
　平成29年12月10日
仮換地について使用又は収益を開始することができる日　別に定めて通知します。
注意
1　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から、従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
2　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは、仮換地を使用し、又は収益することはできません。
教示
1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項に規定されています。)
2　この通知に係る処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

以　上

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

1．基金の名称　建築士事務所厚生年金基金
2．事務所の所在地　東京都品川区西五反田2丁目29番11号
3．設立事業所の名称及び所在地　株式会社柴滝建築設計事務所　北海道旭川市、有限会社ノハラ設計　北海道旭川市、株式会社マーシ都市設計　北海道札幌市、株式会社建築スタジオメチエ　北海道札幌市、株式会社ホクテイ建築事務所　北海道札幌市、株式会社ナックデザイン　北海道札幌市、株式会社アラシキ建築設計事務所　北海道札幌市、株式会社画工房　北海道札幌市、株式会社東建築設計事務所　北海道札幌市、株式会社福本構造設計　北海道札幌市、株式会社札幌日総建　北海道札幌市、コードー設計株式会社　北海道札幌市、株式会社中島設計コンサルタント　北海道札幌市、株式会社渡辺建築設計　北海道札幌市、株式会社総合プランニングセンター　北海道札幌市、株式会社大武設計事務所　北海道函館市、株式会社佐藤公郎建築設計事務所　北海道函館市、有限会社桒原測量設計事務所　北海道紋別市、株式会社川島隆太郎建築事務所　青森県青森市、株式会社創設計　青森県青森市、株式会社八洲建築設計事務所　青森県青森市、有限会社一級建築士事務所アネスト　青森県青森市、一般社団法人青森県建築士事務所協会　青森県青森市、株式会社青建設計　青森県三沢市、株式会社現代建築設計事務所　岩手県盛岡市、有限会社池田・菅野建築設計事務所　岩手県大船渡市、株式会社髙橋設計　岩手県北上市、株式会社照井設計　岩手県北上市、株式会社カクタ設計　岩手県遠野市、宮古住宅産業株式会社　岩手県宮古市、有限会社山添建築設計事務所　岩手県盛岡市、株式会社渡辺設計事務所　岩手県盛岡市、株式会社久慈設計久慈　岩手県久慈市、日新設計株式会社　宮城県仙台市、有限会社ＲＡＣ佐々木設計事務所　宮城県仙台市、株式会社盛総合設計　宮城県仙台市、株式会社大場建築設計事務所　宮城県仙台市、株式会社鹿志村建築設計事務所　宮城県仙台市、株式会社楠山設計　宮城県仙台市、株式会社群建築設計事務所　宮城県仙台市、株式会社構建築設計事務所　宮城県仙台市、株式会社ゴウ構造　宮城県仙台市、株式会社ゴウビッグ　宮城県仙台市、株式会社針生承一建築研究所　宮城県仙台市、株式会社みちのく設計　宮城県仙台市、株式会社小畑設計事務所　秋田県秋田市、株式会社渡辺佐文建築設計事務所　秋田県秋田市、有限会社佐藤勝也建築設計事務所　山形県村山市、株式会社安孫子建築事務所　山形県寒河江市、株式会社鈴木建築設計事務所　山形県山形市、株式会社秦・伊藤設計　山形県山形市、株式会社たくみ　山形県山形市、株式会社山本建築設計事務所　山形県山形市、株式会社本間利雄設計事務所　山形県山形市、株式会社進藤建築設計事務所　山形県酒田市、有限会社山崎建築設計事務所　山形県酒田市、和興建設株式会社　山形県南陽市、株式会社清水公夫研究所　福島県郡山市、株式会社山口建築設計事務所　福島県郡山市、株式会社明石設計事務所　福島県福島市、有限会社大野建築設計事務所　福島県福島市、有限会社桂建築設計事務所　福島県福島市、株式会社桜設計事務所　茨城県水戸市、株式会社市毛建築設計事務所　茨城県水戸市、株式会社柴建築設計事務所　茨城県水戸市、一般社団法人茨城県建築士事務所協会　茨城県水戸市、株式会社戸頃建築設計事務所　茨城県水戸市、株式会社根本建築設計事務所　茨城県水戸市、株式会社三上建築事務所　茨城県水戸市、株式会社石川建築設計事務所　茨城県土浦市、有限会社大野建築